

出願商標「図形・アイテック阪急阪神株式会社」拒絶審決取消請求事件：
知財高裁平成 23(行ケ)10004・平成 23 年 6 月 28 日(2 部)判決 認容/
審決取消

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 1 1 号，結合商標，商標の要部，商標の類否判断基準（外
観，称呼，観念）

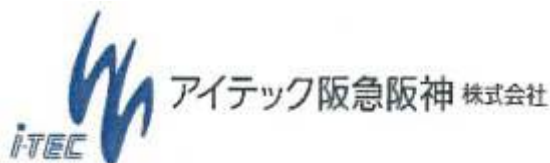
【事案の概要】

1 原告は，本願商標について商標登録出願をしたところ，拒絶査定を受けた
ので，これを不服として審判請求をしたが，特許庁から請求不成立の審決を受
けたことから，その取消しを求めた。争点は，引用商標との類否（商標法 4 条
1 項 1 1 号）である。

2 特許庁における手続の経緯

原告（アイテック阪急阪神株式会社）は，平成 20 年 6 月 12 日，下記本願
商標につき，商標登録出願（商願 2008 - 46209 号）をしたが，拒絶査
定を受けたので，これに対する不服の審判請求をした。

【本願商標】



・指定役務

第 4 2 類

「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機システムの
の企画・設計・作成・構築及び保守，インターネットにおけるウェブサ
イトの作成又は保守及びこれらに関する助言，電子計算機システムの設
計・作成又は保守に関する指導及び助言，電子計算機用プログラムの提
供」

特許庁は，同請求を不服 2009 - 14507 号事件として審理した上，平
成 22 年 11 月 30 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，
その謄本は平成 22 年 12 月 10 日，原告に送達された。

3 審決の理由

審決の理由の要点は，本願商標と下記引用商標 1 及び 2 は類似の商標であっ
て，指定役務も同一又は類似であるから商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当する，と
いうものである。

【引用商標 1】（商標登録第 3253573 号）

アイテック株式会社

- ・ 指定役務

第 4 2 類

「医療機関の管理・運営のための医療情報の電子計算機による情報処理，医療機関の管理・運営のための電子計算機システムに関する相談，医療機関の管理・運営のための電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，医療機関の建物・設備に関する調査・研究，医療施設に関する建築物の設計又は建築物内の設備の設計」

- ・ 出願 平成 4 年 9 月 2 9 日 ・ 登録 平成 9 年 1 月 3 1 日

- ・ 商標権者 アイテック株式会社

【引用商標 2】（商標登録第 3 2 5 3 5 7 4 号）

ITEC

- ・ 指定役務

第 4 2 類

「医療施設に関する建築物の設計又は建築物の設備の設計，医療機関の管理・運営のための電子計算機システムの設計・作成又は保守，医療機関の管理・運営のための電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，医療機関の管理・運営のための医療情報の電子計算機による処理，医療機関の管理・運営のための電子計算機システムの設計・作成又は保守に関する助言」

- ・ 出願 平成 4 年 9 月 2 9 日 ・ 登録 平成 9 年 1 月 3 1 日

- ・ 商標権者 アイテック株式会社

【判 断】

1 判断基準

商標法 4 条 1 項 1 1 号に係る商標の類否は，対比される両商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に，商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが，そのためには，まずその外観，観念，称呼の対比を基準にして需要者等に与える印象，記憶，連想等を総合し，要部が抽出できるならばそれに基づいて考察すべく，その商品又は役務の取引の実情を明らかにし得る場合には，その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。

2 本願商標の要部

本願商標は、中央から右端にかけて、やや大きな「アイテック阪急阪神」の文字と小さな「株式会社」の文字が黒色で横書きされ、その左側に、「h」の欧文文字を2つ重ねたものと理解することができるか、あるいは、上下の波形のようにも見える青色のやや大きな図形を表し、その図形の左下に、青色で右に少し傾いた小さな「i - T E C」の二重文字を横書きしてなるものである。そして、「アイテック阪急阪神」の文字が、同じ大きさで一体として記され、中央の大きな面積を占めていること、他方で、「株式会社」の文字は小さく、会社組織を示す一般的な語であること、「i - T E C」の文字は、小さく左下隅に配されており、しかも、「アイテック」の称呼が生じることからすると、中央の「アイテック阪急阪神」の文字部分のうち「アイテック」の部分を欧文文字で表すものとして、「アイテック阪急阪神」の文字部分に従属するものと理解されること、図形部分も一見ただけではいかなる意味を持つか理解しにくいものであることからすると、本願商標に接した需要者等は、中央の「アイテック阪急阪神」の文字部分を一体のものとして強く意識することが多いものと認められる。

また、「アイテック阪急阪神」の文字部分からは、「アイテックハンキュウハンシン」の称呼を生じるが、この程度であれば、商標として冗長というほどではない。加えて、「i - T E C」の文字や「アイテック」の文字部分は造語ではあるものの、特徴的な外観、観念、称呼を有するものではない。そして、「i」がインフォメーションの頭文字として多方面で使用される欧文文字であり、「T E C」もテクノロジーなる科学技術一般を指す単語を表す3文字の欧文文字として思い付きやすく語呂のよい文字群であって我が国で広く使用されていることから、「i - T E C」の文字はこの2つを結び付けたにすぎないものとして、識別力において強い印象を与えないのに対して、「阪急阪神」の文字部分は、関西を本拠とする著名な私鉄である阪急と阪神を中心とし、近時村上ファンドの動きにより実現した企業グループのホールディングスとして世間の耳目を集めた阪急阪神グループの略称であって、特に強い印象を与えるものである。

このような本願商標においては、「アイテック阪急阪神」の文字部分が一体として把握され、強い自他商品識別力を有するものと理解し、そこに要部を認めるのが自然であり、「i - T E C」の文字や「アイテック」の文字部分だけを抽出して他人の商標との類否を判断するのは相当ではない。次の3における判断においては、この要部を中心に対比するのが相当である。

3 外観、観念、称呼による引用商標との対比

(1) 外観

本願商標は、前記のとおり、中央から右端にかけて、やや大きな「アイテック阪急阪神」の文字と小さな「株式会社」の文字が黒色で横書きされ、そ

の左側に、「h」の欧文文字を2つ重ねた、あるいは、上下の波形のように見える青色のやや大きな「図形」を表し、その「図形」の左下に、青色で右に少し傾いた小さな「i - T E C」の二重文字を横書きしてなるものであるのに対し、引用商標1は、「アイテック株式会社」の文字を横書きしてなるもの、引用商標2は、「I T E C」の欧文文字を一連に横書きしてなるものであり、引用商標1及び2には少なくとも「阪急阪神」に相当する部分がない。したがって、本願商標と引用商標1とは「アイテック」と「株式会社」の文字部分が、本願商標と引用商標2とは「I (i)」と「T E C」の欧文文字部分が共通するものの、全体として本願商標と引用商標1及び2との間で外観は相違するといえる。

(2) 観念

「アイテック」、「i - T E C」及び「I T E C」は造語であって前記2で示したように識別力は弱く、情報技術との意味を超えて特定の観念を看取することはできないのに対し、「阪急阪神」は著名な企業グループを表す語であり、「株式会社」は会社組織の一形態を表す語である。したがって、本願商標からは、「阪急阪神グループに属するアイテックという会社」という観念が生じることになるが、引用商標1からは「アイテックという会社」という観念のみが生じ、引用商標2からは具体的な特定の観念は生じないことになるから、本願商標と引用商標1及び2とは観念が異なるといえる。

(3) 称呼

本願商標からは「アイテックハンキュウハンシン」又は「アイテックハンキュウハンシンカブシキガイシャ」、引用商標1からは「アイテック」又は「アイテックカブシキガイシャ」、引用商標2からは「イテック」又は「アイテック」の称呼がそれぞれ生じ得るものであり、本願商標と引用商標1及び2とは、称呼において共通する部分があるものの前記のとおり識別力が強くない部分にすぎず、全体としてみれば称呼が異なる。

4 取引の実情の検討を踏まえた小括

以上に判示したところによれば、本願商標と引用商標1及び2とは外観、観念、称呼において異なるので、取引の実情において特段の事情が認められない限り、両者は類似するものではないといわなければならない。

被告の主張立証するところによっても、引用商標1及び2が「アイテック」の称呼において自他商品（役務）識別力を顕著に獲得し、前記のようにそれだけでは強い印象を与えない「アイテック」の称呼が部分的に共通することにより、本願商標との間で誤認混同を生じさせるまでに需要者、取引者の間に浸透しているなどの事実を認めるに足りない。原告が取引において本願商標以外に「阪急阪神」の文字部分を含めずに「i - T E C」の文字を含む商標を使用し

ている事実は証拠上認められるが（乙1の1～1の3）、この事実は、本願商標についての取引の実情に関するものではないので、上記判断を左右するものではない。

よって、本件において本願商標と各引用商標との類否を判断するに際して斟酌すべき取引の実情の事実は認めることができず、本願商標と引用商標1及び2とは類似しない。

第6 結論

以上のとおり、引用商標1及び2との対比において商標法4条1項11号該当性を肯定した審決の判断は誤りであり、その誤りは結論に影響を及ぼすものである。

よって、原告の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．同じ時期に出された第4部による判決（G-124）との違いに、各裁判部の考え方の違いを見い出しているところ、同じ知財高裁の中であって、結合商標に対する考え方の違いの隔差に驚いている。たまたま第4部が扱った商標の類否問題は当事者がいずれも東京人であったのに対し、第2部が扱った本件商標の類否問題の原告（出願人）は大阪人であったのである。そして、もし裁判官が大阪の事情に詳しい人物であれば、原告の主張に傾聴した判断を示すのはやむを得ないのだろうか、と思わせるような判決である。

2．本件は、出願商標に対し特許庁が拒絶査定しかつ不服審判請求に不成立の審決をした理由は法4条1項11号であったから、裁判所としての争点は商標の類否判断にあった。判決は、この総合商標に対する判断基準について冒頭に示し、「要部が抽出できるならばそれに基づいて考察すべく、その商品又は役務の取引の実情を明らかにし得る場合には、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。」と説示する。この説示は、明記されていないが、いくつかの最高裁判決において説示されている判断基準をまとめているものといえる。

3．本願商標は、種類や大きさの異なる文字と模様が一つにまとめられた構成態様から成るものである中に、「アイテック」という片仮名文字を含んだ標章であるところ、引用商標(1)は株式会社名ではあるが、「アイテック」の片仮名文字から成る標章、(2)はこのローマ字の「I T E C」から成る標章であり、商標権者は同一法人である。

4. 裁判所は、まず本願商標の要部はどこにあるかを究明した結果、中央の「アイテック阪急阪神」の文字部分を一体のものとして、多くの需要者等は強く意識すると認定した。また、「阪急阪神」の文字部分は、関西を本拠とする2つの著名な私鉄を中心とする企業グループの略称として特に強い印象を与えると認定した。すると、この文字部分は一体として把握されるものであるから、この部分を要部と認識するのが自然であり、「i - T E C」や「アイテック」の文字部分だけを抽出して他人の商標との類否を判断するのは相当でないと説示した。そして、この文字部分は造語であっても、これ自体、特徴的な外観，観念，称呼を有するものではないと認定した上で、「i」はinformationの頭文字、「T E C」はTechnologyの頭3文字を表わし、この両者を結び付けたにすぎないから、識別力に強い印象を与えないのに対し、「阪急阪神」の文字部分は特に強い印象を与えると認定した。

その上で裁判所は、引用商標1，2と対比したが、その対比は、外観，観念，称呼の三点からなされた結果、いずれの点についても相違すると認定した。

確かに、本願商標の長い文字の表示態様と引用商標の短い文字の表示態様とを対比すれば、区別することができるから、両者は類似しないと判断する考え方もあろうが、引用商標1からは「株式会社」を無視すれば「アイテック」の外観と称呼と観念が、また引用商標2からは「アイテック」の称呼と観念が自然に生まれるものであることは、通常の需要者には理解できることであるから、指定役務を同一にする以上、商標として類似するものと判断するのが自然である。

ところが、裁判所は、前記のとおり、両商標は非類似であるとの考え方に立ったから、「特段の事情が認められない限り」この考えは変わらないと説示した。しかし、ここにいう「特段の事情」とは一体どういう場合を想定していたのか、わからない。

察するに、引用商標1と2の「アイテック」の称呼が自他役務の識別力を顕著に獲得し、それ自体で強い印象を与えていれば、本願商標との間で誤認混同を生じさせるほどに需要者，取引者間に浸透しているといえるから、「特段の事情」が引用商標1，2にはあるといえるが、裁判所としては、そのような事情は認められないと認定したのである。

しかし、一方、裁判所は、原告（出願人）は取引の場において「阪急阪神」の文字部分を含まず、「i - T E C」の文字だけの商標を使用している事実は証拠上認められると認定している。しかし、「この事実は、本願商標についての取引の実情に関するものではないので、上記判断を左右するものではない。」と判示したが、おかしい。

原告が行った前記証拠にあるような事実が、なぜ取引の実情にならないのか、

説明してほしいものである。このような事実が証拠上認められるのであれば、本願商標と各引用商標 1, 2 との類否判断の際に「斟酌すべき取引の実情の事実」に倣いするのではないだろうか。

5. 本願商標の構成態様は、前記のとおり、種々のものが混在して成り立っているものであるところ、その要部となるべき部分は、「i - T E C」と「アイテック」の各文字であろう。「図形」は単にそのとおりのものでしかないし、「株式会社」は明らかに普通名称であるし、「阪急阪神」だけが地域を意味する名称となっているが、東京をはじめ東日本に在住する需要者にはあまり強烈な印象のある文字ではないし、まして企業グループの名称といわれても、阪急電鉄や阪神電鉄の社名位は知っていても、ピンと来ない名称である。

6. いずれにせよ、出願系の商標については、文字標章の構成態様の中から、標章としての要部を抽出し、それを引用商標と対比して考えてみるのが、妥当な類否判断といえるだろう。商標権侵害事件であれば格別であるが、「取引の実情」という高いハードルは出願系の商標に対しては、引用商標との間にあまり考慮されるべき要素ではないのではないだろうか。

〔牛木 理一〕